

# 博物館の経営観点における包摂の課題

## —知的障害のある人たちへの対応の視座から—

駒見 和夫\*

### はじめに

2015年の第38回ユネスコ総会で「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」<sup>1)</sup>が採択された。この中のミュージアムの社会的役割(social role)を示した第17項において、すべてにひらかれ(open to all)、すべての人の物理的・文化的なアクセスを保証し(committed to physical and cultural access to all)、恵まれない立場のグループも包摂する(including disadvantaged groups)ことの場であるべきと示している。ミュージアムをすべての人にひらき多様な人たちを包摂する考え方は、20世紀末のEUで強化されてきた。これは、ソーシャル・インクルージョン(social inclusion / 社会包摂)<sup>2)</sup>を社会政策プログラムに組み立てる過程で、ミュージアムでも重要な課題に置かれるようになったものである。国際的にはこの動向がユネスコの勧告にも反映され、後述するようにICOM(国際博物館会議)が2022年に改訂採択した博物館の定義にも謳われている。

わが国でも博物館をひろく人びとにひらき、活動に招き入れようとする認識や姿勢は広がりつつあるが、この点について状況を分析し、内在する課題とこれからのあり方を博物館経営の観点から考えたい。なお、本稿では、「包摂(inclusion)」をすべてのひとに博物館をひらくという概念と見做して用いていく。

### 1. 博物館における包摂の状況

博物館における障害のある人たちの包摂の状況について、2019年度に日本博物館協会が実施した博物館総合調査の報告(日本博物館協会編 2020)から分析する。博物館施設4,178に依頼したアンケート調査で、回答率は55.4%となっている。

まず、「障がい者や高齢者への対応」(Q10-1)として括られた項目をみると、車イスの配置と多機能トイレの設置はそれぞれ74.5%と71.2%である。障害者対応エレベーター やオストメイト対応トイレといった改修での対応が難しい設備の設置率は低いが、施設面の充実は総じて高い割合であることが捉えられる。実際に博物館へ足を運ぶと、誘導ブロック等も含め施設設備のユニバーサル化の進展が看取される。ただし、この6年前に実施された2013年度の博物館総合調査(篠原・杉長 2015)をみると、車イスの配置や障害者用トイレ・障害者対応エレベーターの設置率は2019年度とほぼ同じ数値であり、足踏みの状況ともいえそうである。

つぎに、利用者の「過去5年間の状況を踏まえた増減の傾向」(Q10-5)をみる。表1は、

\*明治大学文学部 教授

表1 過去5年間の状況を踏まえた利用者の増減の傾向(全館種)

	増加傾向にある	減少傾向にある	変わらない
障害者	21.2%	1.7%	73.5%
高齢者	39.4%	2.6%	54.6%
外国人	40.9%	1.7%	54.1%
乳児連れの家族	19.2%	2.8%	74.2%

\*『令和元年度 日本の博物館総合調査報告書』より作成

はこの逆で、高齢者と外国人は約54%、これに対して「障害者」と乳児連れの家族は約74%である。国民統計等で2019年を5年前の2014年と比較すると、高齢者数は約6%増加しており、外国人に関しては在留者が約29%、訪日者は約238%も増えている。これらの数値からみても博物館利用での増加傾向は理解できる。一方、出生数はこの間に約14%減っており、乳児連れの家族の「増加傾向」の割合が低いことと相応する。

ところが障害者に関しては、2019年版の『障害者白書』での「障害者」の数は963万2千人(「身体障害児・者」436万人、「知的障害児・者」108万2千人、「精神障害者」419万3千人)、2014年版の『障害者白書』での「障害者」の数は787万9千人(「身体障害児・者」393万4千人、「知的障害児・者」74万1千人、「精神障害者」320万1千人)であり、この5年間で約22%増加している。にもかかわらず博物館の利用状況では、基礎数が減少している乳児連れの家族と同様の様相なのである。つまり、障害のある人たちの博物館の利用が相対的に増えていない、言い換えれば、障害のある人たちを迎える博物館側の対応が十分ではないことが表れている。

この点は博物館側も認識しているようである。利用者に関する「貴館や博物館の抱える問題・課題」(Q23-1-C)において、「高齢者や障がい者への対応が不十分である」の項目に対して「すごくあてはまる」と「まああてはまる」の回答合計は63.6%となる。この数値は前回の調査結果から7.1%増えたものとなっており、障害のある人たちへの対応の必要性を一段と認識しながらも、不十分さを自覚しているのだと分析できる。しかしながら、「障害者差別解消法やユニバーサル・マナー等をテーマとした職員・スタッフ対象の研修」を実施している館は14.5%でしかない(Q10-1-k)。対応の不十分さが切迫感をもつものとは捉えてはいないのではないだろうか。それを反映しているのが、表2に示した障害のある人たちに向けた実際的な対応の実施割合である。新たなツール等の作成を必要としない「介助犬の同伴受入れ」は約6割

「障害者」とともに「高齢者」「外国人」「乳児連れの家族」を比較したものである。「増加傾向」とする回答割合は、高齢者と外国人が約40%なのに対し、障害者は乳児連れの家族とともに約20%と2割程度低い。「変わらない」とする回答

表2 障害のある人たちに向けた各対応の実施割合(全館種)

介助犬の同伴受入れ	視覚障害者用点示解説の提供	手話対応等、聴覚障害者に対する対応
60.6%	7.2%	13.2%
ウェブサイト等を用いた館の障害者・高齢者対応についての案内	ウェブサイト等を用いた館の障害者・高齢者向けのアクセス案内	ウェブサイトの読み上げ・文字拡大機能等、障害者・高齢者向けの情報提供方法の工夫
15.3%	7.3%	13.3%

\*『令和元年度 日本の博物館総合調査報告書』より作成

表3 障害者サービスに関する図書館職員研修とウェブサイト活用の状況  
—\*は都道府県立図書館、\*\*は市区町村立図書館の数値—

都道府県立図書館・図書館協会・国等が開催する研修を受講		点字図書館・障害者福祉団体等が開催する研修を受講		研修を自館で実施	
*89.4%	**47.3%	*21.3%	**7.7%	*61.7%	**8.2%
自館のウェブサイト内に障害者サービスの独立したページがある		自館のウェブサイトを使った障害者サービスに関する広報の実施			
*63.8%	**11.5%			*85.1%	**34.5%

『公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査報告書』から抽出作成

とやや高いが、他はいずれも7～15%できわめて低い。研修がほとんど実施されていないため、ウェブサイトなどのツールやシステムの構築を伴うものなどは手が付けられないのだと推察できる。このような実態は、障害のある人たちへの対応を、博物館がもつ各機能や実施する活動における各論のひとつと認識しているためではないかと考えられる。つまり、博物館経営の主幹となるテーマとする理解が希薄なのである。

ちなみに、同じく社会教育機関の図書館の状況をみると、表3は2021年度に実施された『公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査報告書』(全国公共図書館協議会編2022)をもとに、本稿と関連する項目の回答結果を整理したものである。この調査は地方公共団体が設置する公立図書館を対象に各自治体へおこなったもので、47都道府県と1,343市区町村が回答している。各館を調査対象とした博物館総合調査と方法は異なるが、博物館と図書館の実態を比較したい。

施設設備の整備(Q IV-1)は、車イスの配置が都道府県立は95.7%で市区町村立は87.6%、バリアフリートイレの設置はそれぞれ97.9%と92.6%であり、博物館に比べてかなり高い。ハードのこのような充実は意識の形成とかかわるのであろう。表3では障害のある人たちへのサービスに関する職員研修の状況を整理した(Q V-2)。図書館職員の研修受講実績は、都道府県立図書館・図書館協会・国等の開催研修の場合、都道府県立は89.4%で市区町村立は47.3%である。これ以外にも、割合は少ないが点字図書館や障害者福祉団体等の研修にも参加がみられる。受講頻度は年1回が約7割程度である。さらに、自館で研修を実施しているのは、都道府県立61.7%、市区町村立8.2%となっている。先に見た博物館の場合、障害のある人に関する対応等の研修実施館は14.5%であった。この数値からの比較は難しいが、博物館総合調査では研修受講の質問自体がなく、それに対する認識が低いように感じられる。また、中核的な博物館や博物館協会等の組織が、当該課題に関する研修を開催することはあまりみられない<sup>3)</sup>。障害のある人たちへの対応の意識は、図書館に比べて博物館は乏しいと捉えられる。ちなみに、研修受講の実績がない市区町村立の図書館は46.9%であるが、その理由で多いのは「受講できる適切な研修会がなかったため」(42.9%)、「業務多忙のため」(42.9%)、「障害者サービスの担当者がいない等、受講する適任者がいないため」(39.8%)となっている(Q V-3)。過剰とならない仕事量の配分はすべての業務にかかわることであるが、障害のある人への対応にしほると、それを統括する担当者の設置と適切な研修会の開催が要点とみられる。また、ウェブサイトを利用した障害者サービスの状況に関して、表3で示したように図書館においても十分とは

いえないが（Q IV-3、V-1）、比較すると博物館の低調さがうかがえる。

## 2. 包摂の理念の拠り所

ICOM が 2022 年に改訂採択した博物館の定義では、「博物館は市民に開放され、だれもが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む（Open to the public, accessible and inclusive, museums foster diversity and sustainability）」とあり、あらゆる人たちを包摂する理念が打ち出されている。博物館における包摂という認識は ICOM に当初よりあったものではないが、創設の 1946 年に提示された国際博物館憲章の段階から博物館定義に open to the public の表現があり、以後の改訂でも常に維持され現在に至っている。この open to the public の考え方方が貫かれ、上記の最新の改訂において accessible や inclusive の言葉が加えられ、すべての人たちに博物館をひらく理念がより明確にされたのである。

日本の博物館での包摂にかかわる認識は、ICOM の考え方よりも、国内の関連法規などに依るところが大きい。根本法の博物館法には直接これに言及する規定はない。あえて読むとすると、博物館の事業を規定した「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること（下線筆者）」（第 3 条十）から、人びとにひらく捉え方を看取できる。さらに社会教育機関の位置づけをもつ博物館は、日本国憲法の「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」（第 26 条 1）が前提となる。

ただし、施設設備面については博物館法から辿って求めるべき対応が示されている。2022 年 4 月の博物館法の一部改正は、柱の一つに登録制度の改訂があった。従前のこの制度が博物館の活動の質や公益性を担保し、向上を促すことができていないとの反省から、望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による底上げと盛り立てを図ることが目的とされている<sup>4)</sup>。博物館法では登録の審査に関して、施設及び設備が事業を行うために必要なものとして基準に適合するものであること（第 13 条五）を定め、その審査基準となる博物館法施行規則では、参照すべき基準に以下の内容が 2022 年 4 月の改訂で加えられた。

高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。（第 21 条四）

さまざまな状況や環境にある人たちに博物館をひらくことを、施設設備の点から対応を進めるために、規定で具体的に求めたものとなる。

ただし、博物館法の細則規定である文部省告示「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」には、同様の内容がすでに示されている。このスタートとなる 1973 年の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」には、博物館をすべての市民の利用に適うようにすることなどの考え方は表出されていなかった。2003 年に「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」に改訂された際に、「施設及び設備等」の条項において、

博物館には、博物館事業を実施するに必要な施設及び設備を確保するよう努めるととも

に、青少年、高齢者、障害者、外国人、乳幼児の保護者等の利用を促進することができるよう必要な施設及び設備を確保するよう努めるものとする。(第11条)

が加えられている。多様な人たちの利用に適うように、施設と設備の確保を求めることが具体的に示されたのである。その後、2011年の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」への改訂に際しても、「施設及び設備」では、

青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備。(第15条2)

を備えることを求めている。「利用を促進する」から「円滑な利用に資する」への変化は、実際的な利用により則することの意図がうかがえる。さらに、「利用者に対応したサービスの提供」の条項を新たに加え、

博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他サービスの提供に努めるものとする。(第10条)

ことを示し、施設設備とともに博物館のサービス、すなわちシステムの面でも多様な人たちへの対応を求めるものへと考え方を拡大させ、現在に至っている。

このように、望ましい基準などでは今世紀に入って、多様な人たちを迎えるための観点が加えられてきた。それは、博物館の施設設備やサービスにおいて具体的なメルクマークとなるものではある。指標にしたがって整備は進んできているのであろうが、ICOMの博物館の定義が示すようなすべての人たちに博物館をひらく理念は、博物館法の博物館の定義を含めてどこにも記されていない。本来、この理念の共有が具体策のスタートとなるはずである。

日本の博物館コミュニティでは、博物館のあるべき論を示す倫理規定はまとめられていない。それに代わるものとして、日本博物館協会が「博物館関係者の行動規範」<sup>5)</sup>を2012年に制定している。そこでは行動規範1の「貢献」において、

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

とあり、この前提となる認識について、

博物館は、利用したいと思う、あるいは利用の可能性がある様々な人々に対して開かれた場所である。また、同時に将来の利用者に対する責務を有する。

とする。さらに、博物館の公益性を、

博物館が不特定多数の人に広く開かれた機関であるために、利用の可能性を最大限に確保する必要がある。そのためには利用が想定される人ができるだけ快適に利用できる条件を整備すべきである。…中略…人々による利用の可能性を広げることが、学術の普及、文化の継承の前提条件となる。

と説明している。つまり、博物館に携わる者が担う貢献は、博物館の公益性の責任を自覚し、さまざまな人にひらくべき場である博物館において快適に利用できる条件を最大限整備し、利用の可能性をひろげることだという。やや遠回しな表現だが、博物館を多様な人たちにひらくことが貢献の前提であることを示し、それがなければ、博物館の社会的な役割である学術の普及や文化の継承は成り立たない認識が込められている。しかしながら読み取りにくい。

ICOM も「職業倫理規定」(イコム日本委員会訳 2004) を作成している。1986 年に当初は「職業規程」として採択された。現在の規定は 2004 年 10 月に改訂されたもので、8つのセッションで構成された冒頭のセッション 1において、「博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する」ことを掲げ、この基本原則として、博物館は「人的、物的、金銭的資源を活用できるようにする責務を負う」とするのである。そして、このうちの物的資源に関して「アクセス」の項目を置き、

管理機関は、博物館とその収蔵品が適切な時間帯に一定の期間すべての人に公開されることを保証すべきである。特殊なニーズを持った人々には特別の配慮がされなければならない。(1.4)

(The governing body should ensure that the museum and its collections are available to all during reasonable hours and for regular periods. Particular regard should be given to those persons with special needs.)

と示している。「すべての人に公開」ということを端的に述べ、そのうえで特殊なニーズをもつ人びとの必要な配慮を求めており、あらゆる人たちに博物館をひらく理念は明快である。ICOM の「職業倫理規定」は現在新たな改訂作業が進められている。

この ICOM の倫理規定に影響をもつとされる MA (イギリス・ミュージアム協会) の「ミュージアムの倫理規定」もみておきたい。MA は 1977 年に倫理規定を策定し、数度の内容更新をおこなってきた。最新の改訂は 2015 年で、内容を全面的に更新し、加えて追加手引きを作成し加えている (博物館倫理研究会 2018・2022)。ICOM の倫理規定と比べると、事がらを明確化させるために集約するとともに、内容をよりわかりやすくする意図を捉えることができる。

この MA の「ミュージアムの倫理規定」は、3つの原則の下に 25 の規定からなる。原則の筆頭に「社会への関与と公益」の項を置き、ミュージアムと職員および関係者がすべきことに、「既存の来館者と積極的に関わり、協力して活動し、新規の来館者や多様な来館者に手を差し

伸べる」を最初にあげている。そして、この原則を維持するための対応をつぎのように設けている。

ミュージアムとコレクション、そしてコレクションに関する情報の、公共的なアクセスおよびそれらとの有意義な関りを、差別することなく提供する。(1.1)

(Provide public access to, and meaningful engagement with, museums, collections, and information about collections without discrimination.)

あらゆる人に対し、ミュージアムの取り組みへの有意義な参加の機会を保証する。(1.7)

(Ensure that everyone has the opportunity for meaningful participation in the work of the museum.)

このように、多様な来館者に手を差し伸べることを原則の第1に掲げて、実現するためにすべての人のアクセスと参加の機会の保障を規定しているのである。さらに、倫理規定の手引きではこの原則について、「コレクション、知識そしてインスピレーションをすべての人に提供する」と説明し、利用者のアクセス要求に応える(Respond to the access requirements of audiences)こと、多様な利用者に向けたサービスを促進する(Promote the service to a diverse audience)こと、多様なニーズについて検討する(Consider a range of needs)ことを補足し、具体的な対応が述べられている<sup>6)</sup>。ミュージアムの職員や関係者および設置者に向けて示されたミュージアムの倫理において、すべての人にミュージアムをひらくべきことを真っ先に、しかも明快にかつ丁寧に示されているのである。この認識がミュージアム経営の軸になることがだれにも伝わってくる。

ICOMやMAの倫理規定と日本博物館協会が定める行動規範をあらためて比較すると、その主体における博物館をひらく考え方、すなわち包摂の認識の度合いに大きな差のあることがわかる。日本の場合その認識は希薄と見做さざるを得ず、つまり、包摂の理念が博物館経営の基盤条件としてあまり認知されていないのである。ちなみに、わが国では全国美術館会議でも、「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」<sup>7)</sup>を2017年に採択している。11の原則と行動指針からなるもので、行動指針には「社会への貢献」や「多様な価値と価値観の尊重」の項があり、美術館の公益性や公共性、多様な価値観と権利に配慮するという文言はあるが、すべての人の利用に資るべきといった観点は読み取りにくい。このようなことが、上述の博物館総合調査の結果に表出した状況の要因と考えられる。

ところで、博物館と同じ社会教育機関である図書館では、「図書館員の倫理綱領」<sup>8)</sup>を1980年に日本図書館協会が決議している。ここでは7つの柱の下に12の行動規範を示しており、その第2に「図書館員は利用者を差別しない」と謳い、つぎのように説明されている。

国民の図書館を利用する権利は平等である。図書館員は、常に自由で公正で積極的な資料提供に心がけ、利用者をその国籍、信条、性別、年齢等によって差別してはならないし、図書館に対するさまざまな圧力や干渉によって利用者を差別してはならない。また、これまでサービスを受けられなかつた人びとに対しても、平等なサービスがゆきわたるように

努力すべきである。

この倫理綱領は、博物館の界隈と比較すると ICOM の「職業倫理規定」よりも早い段階に設けられていることに驚きを感じる。「平等」と「差別してはならない」という言葉で、あらゆる人に図書館をひらく理念が明確に示されている。こうした理念が土台となっているから日本図書館協会は、2016 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に備えて、2015 年に「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」<sup>9)</sup>を発出しているのである。先に、博物館と図書館での調査の比較から障害のある人たちへの対応の意識は、日本の博物館は図書館と比して乏しいと捉えた。その理由は、それぞれのあるべき論を示した職業倫理に見られるように、経営の基軸に包摂の理念が明確に打ち出されているか否かの差にあると考えられる。

### 3. 包摂の活動からの検証

障害のある人たちに博物館をひらくために、施設設備やシステムを整え、展示をはじめとするプログラムなどの工夫や開発が近年一段と進んできたことは間違いない。しかし、その状況が十分といえないことは前述のとおりである。施設設備は障害者差別解消法などの法制定にあわせて一定程度の整備はされてきたが、プログラムといったソフトの部分はあまり進捗していないように観察される。これまでの状況をみると、問題意識を強くもった学芸員やスタッフが活躍する館において、包摂のあり方の形づくりが牽引されてきてている。しかし、それが博物館のコミュニティに幅広く浸透していくっておらず、また、意識をもった学芸員などがその館を去ってしまうと、活動のスタイルやあり方が継承されていかない場合が多いようである。

その理由は、包摂の考え方や対応が博物館の個々の活動の中で終結するものとなっており、博物館の存在基盤となる理念として認識・共有する仕組みになっていないためと捉えられる。つまり、包摂を視点においた活動は、展示や学習支援を中心とした普及活動のそれぞの括りの中で各論的におこなわれているため、その外側への波及や個々の活動のつながりが生じにくくなっているのである。そのため、意義のある実践も博物館の価値として十分な評価が得られないないと分析される。例えば、アウトリーチの教育プログラムは学校との連携という枠組みで実施される場合が多いため、学校関係以外にはあまり目が向けられない。学校への出前講座や教材貸し出しは定着が進んでおり、特別支援学校への対応もわずかながらも増えつつあるが、教育という観点で学校以外の場や施設は視野に入りにくい。

そこで、知的障害の子どもたちの支援施設に向けて試みたアウトリーチの取り組みをもとに、その意義とあり方を検証して、博物館経営における包摂の意識の位置づけについて考えてみる。

この実践は、千葉県浦安市で児童発達支援と放課後等デイサービスをおこなう日中一時支援事業所「みらいの樹」と連携し、博物館の出前講座を、知的障害の児童と博物館の交流という観点で下記の内容でおこなった。筆者とともに、明治大学学芸員養成課程の履修学生、および博物館学を研究する明治大学大学院生で実践した取り組みである。大学生と大学院生は、子どもたちの体験をナビゲートする役割をもって参加した。

○目的：知的障害の子どもたちが博物館の学びを体験してその魅力を知り、自身の生活に博物館という場を意識できるとともに、利用の意欲を育む。

○対象：知的障害（軽度障害）のある児童たちとその保護者・介助者

\* 「みらいの樹」および近隣の他の日中一時支援事業所の利用者

○実施日：2022年3月5日（土曜）、同内容の75分のプログラムを2回実施

○会場：浦安市東野地区複合福祉施設－東野パティオ

○交流講座のテーマ：“はくぶつかん”のたからものをたのしもう

ねらい：博物館に展示されている宝物（まが玉）を触察し、記憶に残すことができる  
大昔の人の気持ちになって、玉を使った首飾りを作ることができる

博物館という存在を記憶に残し、利用する意欲をもつことができる

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 展開：(1) 目的の確認    | (2) 博物館を認識する      |
| (3) まが玉を触察する    | (4) まが玉のパズルを組み立てる |
| (5) 多様な玉で首飾りを作る | (6) 博物館を再度認識する    |

資料：実物のまが玉・管玉・丸玉（古墳時代）、まが玉の2次元パズル

材料：市販のトンボ玉・ガラス玉・木製管玉等、革紐

講座は、2回合わせて29名の参加者を得た。内訳は児童21名、保護者・介助者8名で、児童のうち普通学級に通う兄弟の参加もあった。講座は8名のスタッフで進めた<sup>10)</sup>。

終了後に、参加の保護者と介助者に評価のアンケート調査を実施し、6名から回答が得られた。体験の内容について、児童の実態に合ったものであったか、楽しめるものとなっていたかを質問したところ、いずれも肯定する評価であった。理由は、実際に実物にさわりながら学べたことや、体験の内容が低年齢から大人まで楽しめたこと、まが玉のパズルや首飾り作りは手と頭を使うプログラムとなっていたこと、学生たちと一緒に体験できたこと、があげられていた。また、親子で参加できたことがとても良かったとの意見があった。小学部高学年になると、親子が一緒に活動できるイベントが少ないのだという。

まが玉と博物館に対する児童の記憶は、概ね残したであろうと保護者と介助者は肯定的に捉えていた。体験の内容が上記のように児童に適っていたからとみられる。そして、今回のような博物館出前交流を、特別支援の児童に実施する意義があると評価できるかを尋ねた質問には、全員が評価できるとの回答であった。親子ともに歴史系の博物館は難しい場所で気軽にに行けないというイメージが強かったが、この交流で博物館に展示されているものが身近に感じられ、足を運んでみたくなったとの感想も記されていた。

体験をナビゲートしたスタッフの所見では、児童が気心の知れた保護者と参加できたことにより、安心してワークショップに打ち込めたようだとの指摘があった。親子で盛んに会話を交わしながら、体験を楽しんでいた。子どもたちが利用しなれた場所で家族とともに楽しむ機会を提供できることは、このような出前交流の利点である。その反面、保護者との参加は欠点もあるというスタッフの見解もあった。危険への配慮やスムーズな会話は利点となるが、子どもたちに考えてほしいことを親が先んじて発言し、考える機会を奪ってしまう場面があったらしい。親子が一緒にいることで相互に甘えが生じるのであろう。目くじらを立てるほどではないのかもしれないが、子どもの学びの点では、事前にその点を保護者にお願いしておくのが適切

なようである。

日中一時支援事業所と連携した博物館出前交流の実践は、上記の保護者や介助者の意見に見られるように、博物館に対する理解と親しみを深め、その学びを届け、利用を促す点で意義深いことは明らかである。学校への出前のプログラムとはまた別の効果もみとめられる。そのうえで、このようなアウトリーチのプログラムは、実施側と施設側の双方向的な信

頼があってこそ成立し得ることが強く感じられた。今回の出前交流は実施の半年前に企画を立て、施設側とは対面による事前の打ち合わせを2回、さらに電話やメールでの打ち合わせを幾度もおこなった。このような過程を経て相互の信頼が築かれたため、充実した内容で実現できたと思われる。スタッフの意見にも信頼をともに作り上げることの大切が述べられていた。信頼の構築には当然ながら時間がかかる。要は、このようなプログラムを単発とせず継続していくことが肝要なのである。

その継続は、博物館経営の軸に包摂の理念が明確に置かれていないければ生じ難いであろう。多様な人たちに学びをひらく意義のある活動を継続していくことが、持続可能な博物館の実現にもつながり得ると考える。

## おわりに

博物館の経営観点で大切なのは、安定した財政基盤の構築や定期的な評価による改善対応などとともに、公衆や社会にとって意義のある存在となるべく、使命と展望を明確にすることであろう。意義のある博物館だからこそ、その使命を達成するには人びとを迎える理念を立て、アクセスを保障することが枢要となる<sup>11)</sup>。ゆえに、博物館をすべての人にひらくこと、つまり包摂の理念は経営の基盤に位置づくものでなくてはならない。博物館の哲学でもあろう。残念ながらわが国の現状は、包摂の理念を博物館経営の基盤条件とする認知が稀薄で、それを認識・共有できる仕組みになっていないことを本稿では指摘してきた。

博物館経営の軸である魅力的な展示や関連する学習プログラムの提供、地域社会との多彩な連携などの活動は、包摂の理念があつて館の使命に適ったものとなり得る。1994年のことになるが、アメリカのスミソニアン協会は“Accessibility for People with Disabilities”<sup>12)</sup>を提示した。これは障害のある人たちを迎える理念を明らかにし、推進するための実践方針書である。この中の“SI（スミソニアン協会）Policy And Practice”の項目に以下のことが示されている。

すべての人にスミソニアン協会施設へのアクセシビリティを提供することは、協会の使命に大きくかかわる。“知識の向上と普及”というスミソニアンの使命は、当協会が所有する資源にアクセスできて初めて意味をなす。…中略… 現在から将来に渡り、プログラム



写真1 スタッフのナビゲートで「まが玉パズル」に挑む親子

や施設を多様化する社会に対応させることは、哲学、そして意識の問題なのである。

(Providing accessibility to the Smithsonian for all people is germane to the Institution's mission. However, a mandate for "the increase and diffusion of knowledge" means little without accessibility to the Smithsonian's resources. … It is a philosophy and a design mind-set that results in programs and facilities that serve a diverse public, today and in the future.)

30年以上も前のメッセージであるが、このような基本理念が博物館の経営観点に位置づいていることで、包摂につながる活動が実質化していくのである。日本の博物館における認識の深化を求めたい。

ところで、博物館内に障害のある人が働くカフェの設置例がある。そこで博物館スタッフからは批判的あるいは否定的な意見は聞かれず、多くは好意的な理解であるが、博物館経営の視点や博物館活動とのかかわりで捉えた評価や検証はほとんどみられない。多くの認識は、博物館という公共の施設の中に、障害のある人の勤労空間が別個に存在するというものと推察される。人びとが博物館とかかわることは幅広い体験からなるものであり、カフェやショップも博物館体験で意味をもつ要素である。博物館利用者がそのカフェを利用することで、相互の理解を深め、互いに支え合う温かいコミュニティの形成を促すことになるのではないだろうか。博物館がその接点をもつ意義は社会的にも文化的にも大きい。カフェが博物館での単なる飲食や休息の場ではなく、多様性の大切さを伝える学びの場ともなる。博物館やアートの新しい価値を福祉と連携して生み出していこうとする動向があるが、この点にもかかわって博物館の意義を直接的に示すことが可能となろう。博物館経営の観点で、このような活動の分析と評価も進められるべきと考えている。

## 註

1. 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」  
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000246331/PDF/246331qaa.pdf.multi> (2024年12月検索)
2. ソーシャル・インクルージョンはソーシャル・エクスクルージョン (social exclusion / 社会疎外) を否定する定義と位置づけられ、社会生活から疎外・排除された人たちを社会成員として受容し、コミュニティをつくっていこうとする理念である。1970年代のヨーロッパで理念が芽生えてきた。
3. 独立行政法人国立美術館本部に2023年3月に設置された国立アートリサーチセンターは、「全国の美術館のアクセシビリティの基準を底上げする方法を調査し、情報の発信や美術館運営に資する提案」を活動の柱の一つに掲げ、障害のある人たちへの合理的配慮に基づく具体的対応の提示などに取り組まれている。2024年からはweb配信の研修プログラム「ミュージアム・アクセシビリティ講座」も始まり、障害のある人たちへの認識と対応について、美術館だけでなく、博物館コミュニティを牽引する役割が期待される。
4. 文化審議会第4期博物館部会（第3回）配布資料、2022年7月29日
5. 「博物館関係者の行動規範」  
<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/2012.7koudoukihan.pdf> (2024年12月検索)

6. 例えば、利用者のアクセス要求に応えることについて、「身体障害、感覚障害あるいは学習障害のある人々も含めたすべての利用者がミュージアムのサービスを享受できるように、建物や展示ならびにその他のサービスのアクセシビリティを保証する効果的な体制を整える。こうしたアクセスを、ミュージアムが持つ手段の中で実現する最善の方法について、関係機関と協議する (In order that your services can be enjoyed by all audiences, including people with physical, sensory or learning disabilities, have in place effective systems to ensure that buildings, displays and other services are accessible. Consult with relevant organisations on the best way of achieving such access within the means of the museum.)」と説明している。

7. 「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」

[https://www.zenbi.jp/data\\_list.php?g=4&d=3](https://www.zenbi.jp/data_list.php?g=4&d=3) (2024年12月検索)

8. 「図書館員の倫理綱領」

<https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/233/Default.aspx> (2024年12月検索)

9. 「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」

<https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2785> (2024年12月検索)

10. 筆者、笠間悠貴（武蔵野美術大学非常勤講師）、大瀧拓実・竹下春奈（明治大学大学院生）、小西菜穂子・工美乃里・中嶋ひなた・松本亜美（明治大学学生）で実践した。筆者が講座の進行役となり、他の7人は参加者の体験をナビゲートした。

11. アクセスの保障は、利用しやすいこととわかりやすいことに集約される。

12. "Accessibility for People with Disabilities"Smithsonian Directive 215, 1994.5.9

## 引用・参考文献

イコム日本委員会訳 2004『イコム職業倫理規定 2004年10月改訂』イコム日本委員会

篠原徹・杉長敬治 2015『「博物館総合調査」(平成25年度)の基本データ集』(日本学術振興会科学研究費補助金研究成果、基盤(B) 課題番号: 25282079)

全国公共図書館協議会編 2022『公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査報告書』全国公共図書館協議会

日本博物館協会編 2020『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』日本博物館協会

博物館倫理研究会 2018「イギリス・ミュージアム協会 ミュージアムの倫理規定(2015年)の翻訳」『博物館研究』53-5 日本博物館協会 pp.24-30

博物館倫理研究会 2022「イギリス・ミュージアム協会 ミュージアム倫理規定追加手引き(2015年)」『博物館研究』57-8 日本博物館協会 pp.31-39

本研究は、JSPS 科研費 17K01211 の助成を受けた「博物館による特別支援学校と連携したインクルーシブ教育システム構築の実践的研究」、および JSPS 科研費 24K04388 の助成を受けた「博物館が知的障害の子どもたちに包摂的であるためのツールを開発し基盤を築く実践研究」の成果の一部である。